

# 「日本型ポピュリズム」再考 入管法改正案（ 2018）国会審議の分析を通して

著者	田島 慎朗
雑誌名	グローバル・コミュニケーション研究
号	10
ページ	73-99
発行年	2021-03
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1092/00001780/">http://id.nii.ac.jp/1092/00001780/</a>

「日本型ポピュリズム」再考  
—入管法改正案（2018）国会審議の分析を通して—

田 島 慎 朗

Updating “Japanese-style Populism”:  
A Critical Interrogation of Controversies  
over the Revision of Immigration Law  
(2018) in the National Diet of Japan

TAJIMA Noriaki

This paper attempts to update discussions of Japanese-style populism, or *nihon-gata popyurizumu*. Even though several works in the last twenty years or so have discussed features of populism in Japanese politics, they are either outdated or incomprehensive. Therefore, this paper tries to renew it by taking account of recent theories of populism and by analyzing recent political discourses. In doing so, the paper picks up controversies over the bill aimed at revising the Immigration Control and Refugee Recognition Act and the Act for Revising Establishment of the Ministry of Justice in November and December, 2018, in the national Diet, or legislature. By and through the analysis of the controversies, the paper offers several characteristics of contemporary Japanese populism in the era of anti-intellectualism and in the neoliberal order.

キーワード：日本型ポピュリズム、入管法改正、国会審議、議論学、コミュニケーション

世界中でポピュリズムが隆盛である。しかし、日本的なポピュリズムについての論考は、政治状況全体から鑑みても、理論的考察の次元においても、未だ不十分な段階にとどまっている。

日本政治におけるポピュリズムの考察は、個別の政治家<sup>1)</sup>の動向や政策を取りあげてそこから日本的なポピュリズムの特徴を帰納的に推論するも

のが多い。しかしながら、これらの多くが個別の政治家論にとどまっている。また、こうした論考におけるポピュリズムは、著者が取り上げたい政治家の政策や行動についての修飾語的な役割を課され、ポピュリズムそのものについての議論が発展しないケースもある。最悪の場合、ポピュリズムは読者獲得のための標語に過ぎない。このように、特定の政治家を主軸にした（日本型）ポピュリズムについての論考は、ポピュリズムそのものの考察に資するところが少なかった。

さらに、このような状況のなかでは、ポピュリズムの理論的次元の議論も、発達する土壌が乏しい。たとえば、大嶽（2003: 236-238）は日本型ポピュリズムの特徴として以下三点を挙げた。1. テレビ人気を新聞報道が増幅する効果をもっている、2. 「アイドル政治家」の人気は一気に上がり、一気に下がる、そして3. ポピュリスト政治家の意見が無批判に受け入れられる傾向にある。これらは現在でも通用する側面がないわけではないが、あまりに古臭いのもまた事実だ。たとえば、左派ポピュリストとされるいわ新選組代表山本太郎氏は、ネットの盛り上がり比べてテレビでの注目は極めて少なかったし、「アイドル政治家」として一時期もてはやされた橋下徹氏の人気は、「一気に下がり」、メディアや世間からもそれに沿った対応をされているかという点については留保が必要である。そして、ポピュリスト政治家の意見が「無批判」に受け入れられるかどうかは、現在の多様化したメディア状況を考えるとかなり難しいだろう。このように社会文化的、あるいはメディア環境的な条件からポピュリズムの輪郭を措定することは、妥当性を失う危険を内在的にはらんでいるのだ。

こうした状況のもとで、中北（2020: 286）の言うように「欧米諸国ではやや過去のものとなった新自由主義的なタイプが、依然として日本では支配的なポピュリズムである」という理解が支配的になった。主に小泉純一郎氏、小池百合子氏、そして橋下徹氏から類推されるこのポピュリズムの理解は、反エスタブリッシュメント（既成特権階層）の一類型としてのポピュリズムを言い当てるものである（e.g., ミュデ・カルトワッセル、2018: 14-15）。しかし、日本的ポピュリズムを一様に反エスタブリッシュメント的とするのは早急であり、また中北（2020）本人も同意する通り、ポピュリ

## 「日本型ポピュリズム」再考

ズムを新自由主義と同一視することは不可能である。上で挙げた政治家が新自由主義的な色合いを帯びるのは、対抗勢力が既得権層であったという政治的要因によるのだ。

それでは、最近の日本的ポピュリズムの特徴はどこに求められるのだろうか。また、それらの特徴をどう「日本型」のポピュリズムとみなせるのだろうか。本稿はその一つの可能性として、その特徴を党派主義やイデオロギーに依拠させるのではなく、特定のコミュニケーション様態に求めることを主張する。この主張は突拍子もないものではなく、外国のポピュリスト論では散見されるものである (cf. Kazin, 1995; Lee, 2006; ヴォダック、2019; ラクラウ、2018)。たとえば、ミュラー (2017: 4) は、ポピュリストの条件としてエリート批判よりもむしろ言説に現れる反多元主義的な側面を強調する。「ポピュリストは、自分達が、それも自分達だけが人民を代表していると主張」し、自分達を支持しないものは「高潔で道徳的に純潔なものとして定義される」人民にふさわしくないことを仄めかす (同上: 5)。ポピュリストは、我々こそが「人民」であり、人民の意見こそが政策に反映されるにふさわしいことを主張するのである。

Judis (2016) に従うと、昨今の欧米のポピュリストには、自分の都合に合わせて議題設定を行い、様々なコミュニケーション技術を駆使して民主主義における熟議実践の規範を捻じ曲げるという共通点がある。さらに、ポピュリスト政治家には以下のような議論に対する態度が共通している。

ポピュリストは議論することに敵対的であるか、関心がないか、それに堪えられないかのいずれかだ。そして、ポピュリストが熟議よりも大衆アピールに頼るのは、一貫した提議的主張のためではなく、同じような心情のアイデンティティ形成や特定の情緒的集合体に向けた犬笛的修辞法<sup>2)</sup>のためである。(Cheshier, 2020: 85)<sup>3)</sup>

本稿はこれらの知見を借用し、ポピュリズムを排外主義と反熟議的なコミュニケーションの姿勢に見て取る。このポピュリズムの理解に基づいて、以下の議論を通じて日本の現政権のあり方からポピュリズムの一例を

提示したい。さらに、日本型ポピュリズムの理論的考察の題材を提供できればと思う。

これらの目的のため、次節からの本論では、それを例示する具体的なコミュニケーションのやりとりを分析する。具体的に、平成30年(2018年)に行われた出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律をめぐる国会内でのやりとりを分析する。主張を先取りすると、以下二点に要約される。まず一点目に、日本型ポピュリズムは、他国のものと同様に排外主義的な性格が認められることだ。一見すると、日本型ポピュリズムは外国のポピュリズムと比べてそれほど攻撃的な排外主義に見えないかもしれない。しかしながら、言説の背景には一貫して人種排外主義的な国民像があるとともに外国人を役割限定的に定義し、その人権まで配慮する必要がないという思想に貫かれている。

そして、本稿においてはより重要な主張の二点目として、日本型ポピュリズムは熟議を行わない、あるいは行わせないための手立てを打つ。その目的のため、ポピュリストはそもそも議論に必要な証拠や材料を提供しないというだけでなく、議論の場に出席しなかったり、相手の質問の主旨を取り違えたり、採決までの期日を短く設定したりと、手段は多岐にわたる。日本型ポピュリストは自分達の考える「人民」のため、つつがなく法案を成立させ、有利な体制を作ることを基本路線としている。国会での議論はそのためのプロパガンダ手段であるか、出来れば飛ばしてしまいたい過程である。

以上二点に到達するため、直後の第一節では、取り上げる法案と主なやりとりを短く紹介する。その後の第二節では、この法案を論じる前段階として、日本における外国人、つまり移民の存在を政府の立場から明らかにしたい。ここまでは、議論の進展によって明らかになる法案のポピュリスト的側面をその都度短く説明しながら進みたい。続く第三節は、今までの議論を踏まえ、法案の「特定技能」資格を有する者の「技能」とは何かについて、国会での議論を見ていきながら分析したい。そして、第四節では技能実習生の抑圧と搾取について、ここでも審議を分析することで明らかにしたい。最後の第五節ではまとめを行う。ここでは、これまでの議論を

踏まえ、現政権与党のポピュリスト的側面を総括的に振り返り、その後日本型ポピュリズム論を更新するためのいくつかの提言を行いたい。

本論に入る前に、いわゆる国会審議を取り上げる理由について補足する。それはひとえに、政治家や政党、さらには法案の姿勢や思想が最も如実に現れるからである。本稿では、この議論を上記のポピュリズムの輪郭と照らし合わせながら、<sup>アーギュメンテーション</sup>議論学の知見を使いながら分析するが、ここでは論理的なつながり、特に誤謬の分析を通じて論を進めたい。分析を通じて、この国会論戦が現代の日本型ポピュリズムの典型例であることを示せば幸いである。

## 1. 入管法改正法案（2018）とは何だったのか

正式には出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の改正案と呼ばれるこの法案は、第197回臨時国会で審議された。法案は2018年12月8日に可決成立し、翌2019年4月1日から施行された。改正の理由は人手不足の産業上の分野に属する技能を有する外国人を受け入れることで、人手不足を解消することであった。改正法の成立に伴い、特に人手不足とされた建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、素形材産業、産業機械製造業、電子・電気機器関連産業の14業種における外国人の労働が可能になった。法案は、これらの業種で働き始めることの出来る在留資格「特定技能1号」と、1号での就労を経て、建設業と造船・船用工業の分野に限り熟練した技能を要する場合さらに引き続き就労できる「特定技能2号」という二つの在留資格を新設しようとするものであった（以上、法務省、2018）。

以上の是非をめぐる論戦は2018年11月初旬から国会内の各委員会で盛んに取り上げられた。同月27日の衆議院法務委員会が法案却下・修正の実質的な最終局面であったが、野党側によると、それまでに議論が尽くされたとは言い難い状況であった。当時国民民主党の階猛氏は「重要公判議案にもかかわらず、総理入りの質問も、また連合審査も、そして視察も行われていない」こと、参考人質疑も一回だけ行われたが「直前になって決

められたために(中略)急なお願いなので断られた」ことを挙げて、法案採決を当日に行うのは問題であるとした。<sup>4)</sup>

その提言は質問という形式をとり、職権で採決日程を定めた委員長に向けられた。自民党で委員長を務める葉梨康弘氏は、質疑が「十分に副大臣以下あるいは政府参考人等で答えることができる技術的、細目的事項を中心とした」かたちでなされたこと、入国管理庁が統合調整権限・権能をもつため連合審査は必要ないこと、総理入りの質問は委員会では無かったが、予算委員会内で法務委員から質疑がなされたこと、視察については技能実習生についての法改正時の国際人材協力機構、入管局、介護施設のような視察先が特定されないことなどを挙げて、「十分にこの法案の賛否を判断できる材料は調った」との認識を示した。<sup>5)</sup> 階議員は「全く説得力がない」とし、各点について再度不備を指摘した。

同日委員会では、その後も野党議員から不満がよせられた。たとえば、立憲民主党の逢坂誠二氏の質問は、以下のように始められた。

安保法制のときもひどいものだったと思いますけれども、あのとき政府はまだ、とにかく必死になって答弁しようという姿勢があったように思います。共謀罪の法案のときもひどい審議状態でした。あのときは、政治家がほとんど答弁できませんでしたが、役所の政府参考人は立て板に水の答弁をしておりました。ところが、今回のこの入管法の改正、いかがですか。安保法制に比べても共謀罪に比べても、ほとんど審議をさせてもらえない。基本的事項が全く決まっていない。政治家も政府参考人も、決まっていないことを平気で言いながら、先送りをしていることを、平然として、後になって決めるんだということを言う。こんなばかなことはあり得ない。国権の最高機関であり唯一の立法機関、憲法四十一条に照らし合わせても、今回のこの入管法の審議というのは異常な状態だ。まだまだ議論しなければならないことは山積している。にもかかわらず、委員長が職権できょうの採決を決めている。絶対に許すことはできない。<sup>6)</sup>

階氏と逢坂氏の発言に明らかなように、野党議員からすると、この法案審議は極めて不十分で、委員会採決は「絶対に許すことはできない」ほどであった。しかし、この日委員長は採決を行った。

この法案がポピュリスティックなものかどうかについて、ここではひとまず、法案の反多元主義的な側面を挙げたい。法案の提出理由は「人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野」について、技能を有する外国人の受け入れを図るためであった（法務省、2018）。つまり、雇用者がどんなに働き手を「求めても人がいないから、だからそこに一時的に外国人に入っただけ」というのが政府の立て付けであった。<sup>7)</sup> ミュラー（2017: 102）の掲げた反多元主義としてのポピュリズムの理念からみると、蓮舫氏が述べた法案の発想は「自由かつ平等であると尊重しつつも（中略）同じ政治空間を共有するための公正な条件を見出そうとするコミットメント」というリベラル／多元的民主主義の原則からは大きく逸脱する。それによると、労働者として外国人を招き入れるということは、少なくとも労働者としての人権保障と最低限の生活を歩めることの十分な見込みがあって初めて可能になる。しかし、国会の審議で明らかになったのは、労働のための諸権利のみならずそれに付随した公的年金の脱退一時金の扱いや健康保険加入見込みと予算配分といったことがらにいたるまで、説明が不十分なまま法案が通過したという事実であった。<sup>8)</sup> さらに労働基準関連法の扱いについては、特定技能1号への多くの流入と制度的な移行が見込まれた技能実習生の実態が幾度となく議論が上がったが、数々の人権侵害について、制度的に是正され、侵害はなくなるという確証を得ることは無かった。

このような在留外国人労働者に対する扱いは、この法案審議にとどまらない。小井戸（2019: 54）は、「日系人」、「研修生」、「技能実習生」をその都度受け入れてきた1990年代からの日本政府は、排外主義の種を撒きつつ都合よく時機の労働力不足に対応してきたとして、政府の政策の不備を指摘している。ここにあるのは、労働力不足ならびにそれによる経済停滞を防ぐことを人民の意志と解し、それを叶えるための新自由主義<sup>9)</sup>の具現としての改正案である。



## 2. そもそも、誰なのか

冒頭で、ポピュリストは人民を名指す時、自分たちだけが人民を代表しており、自分と異なる立場の間人は暗黙のうちに外されているという特徴を述べた(ミュラー、2017: 5)。ポピュリストがそのように想定する人民とは何か。ミュラー(2017: 78)によると、それは「既存の政治システムの実際の帰結(中略)に対して、制度化も手続き化もされていない神秘体(*corpus mysticum*)」としてあらわれるという(傍点原著者)。「そうした状況では、人民の声(*vox populi*)はひとつであり、<sup>チェック・アンド・バランス</sup>抑制と均衡や権力分立などは単一で同質的な人民の単一で同質的な意思が明確に現出することを妨げていると述べることも、彼らにとっては筋が通っているのである」(同上、傍点原著者)。また、ヴォダック(2019: 43)は、右翼ポピュリストのレトリックの特徴に「モラル評価と神話創造による正統化」をあげる。それは既存の歴史の再定義によって移民を他者化し、より厳しい移民政策を正当化するという帰結を導く。

このような「私たち」と「彼(女)ら」の再定位は、日本については日本国民と外国人との関係に現れる。ここ10年余りの自民党の言説において最もこの二項対立が強調されるのが、両者の境界線を越え(得)る存在としての「移民」を表現として排除することで、前者の神秘性と自身の政策の正当性を保とうという姿勢である。それにより、国民、日本人あるいは日本的なものというものに永続的な価値をもたせつつ、移民を含む在留外国人を「他者」として位置づけてきたのである。

この姿勢は、1990年代初頭から続く自民党の外国人労働者に対する姿勢そのものであり、現在の国内法体系の一部になっている。たとえば、小井戸(2019: 54)はここ30年の「保守政権」のレトリックを、「ある場合は、日系ブラジル人やペルー人を血統主義を根拠に『定住者』とよび、またある場合は国際協力のためだとして『研修生』『技能実習生』と呼んで受入れ、一時的な滞在者に過ぎないと言ってきた」と指摘する。自民党政権下、在留外国人はその資格別に区分され、役割別に他者としての外国人としての地位を与えられてきた。

また、両者をまたぐ移民という用語については、他の文献に詳しい<sup>10)</sup>の

だが、ここでは本稿の分析に必要な部分のみ示しておきたい。自民党政務調査会の労働力確保に関する特命委員会（2016: 2）がまとめた党の「基本的考え方」には、『移民』とは、入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受入れは『移民』には当たらないとある。その定義は、当時国内に起こった労働力不足解消のため外国人労働者を招き入れるべきか否かという論争で出てきた、単純労働者ということばにある「消極的な意味合い」を避けるためにとった方策であった（同上: 1）。ちなみに、永住者に区分されるのは、2019年6月時点の在留外国人2,829,416人のうち783,513人で、全体のおよそ28パーセントを占める（政府統計、2019）。そのうち「入国の時点で」永住権を持っていた者がどれほどいたかを知る術は定かではないが、この割合よりも相当数縮小されるだろう。<sup>11)</sup>

また同資料(1)では、外国人労働者の区分として単純労働者という表現についても使用しないことを以下のように提言している。「今後の外国人労働者の受入れの議論に際しては、このような『単純労働者』という用語を使っていくことは不適切であり、この用語を用いずに考え方の整理をしていくべきである」（傍点筆者）。ここにあるのは、移民や実質的な単純労働者を招きながら、在留資格や分類の仕方ですれを覆い隠そうという思想である。つまり、日本に移民は（さほど）いない、あるいは、いたとしても日本人と価値観を一にする、さらには単純労働者もない、いるのは何らかの技術をもった技術者か、日本が好きで日本の高い技術を学ぼうと来日している外国人（つまり技能実習生）だ、という姿勢で臨んできたのが、自民党の外国人政策であった。

この法案審議においても、この移民の定義を用いていることが推し量られる。最も顕著なのが、11月5日の参議院予算委員会で、安倍首相が法案の主旨を語る場面である。

政府としていわゆる移民政策を取ることは考えていないというのは、例えば、国民の人口に比して一定程度の規模の外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこう

とする政策を取ることは考えていないということをごさいますて、今回の制度改正は、期限を付して限られた業種について限定的に外国人を受け入れるものであり、いわゆる移民政策を取るものではない。<sup>12)</sup>

ここで、安倍首相は移民を「期限を設けることなく受け入れ」られた「外国人とその家族」と理解していることが分かる。在留資格等の法的説明はないが、実質的に外国人が期限なく国内に滞在するという部分では自民党政務調査会(2016: 2)と内容を同じくしている。

この発言に対して、立憲民主党の蓮舫氏は国連国際移住機関による移民の定義とともに、そもそも移民とは何を指すのかを質問した。国連の定義によると、「多くの専門家は、移住の理由や法的地位に関係なく、定住国を変更した人々を国際移民とみなすことに同意している」、そして「3カ月から12カ月間の移動を短期的または一時的移住、1年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒久移住と呼んで区別するのが一般的」である、と蓮舫氏は説明した(国際連合広報センター、2016)。これに対し、安倍首相は「その定義はちょっといわゆる一般の方々が思っている移民とは違う」、というも、その定義だと「海外駐在員全部そうなっちゃう、今[ママ]、当てはまっちゃう」。<sup>13)</sup>したがって、蓮舫氏の指摘はあたらないと答えた。

このやりとりで注目すべきなのは、安倍首相の答弁の直後の山下貴司法務大臣の「国民が御懸念 [ママ] されるような移民政策は取らない」という表現である(傍点筆者)。つまり、外国人というよそ者が日本に居座り続ける政策に対して、国民は懸念しているという理解である。この法案がポピュリスト的である第二の理由はここにある。つまり、この国が部外者のよそ者である移民に乗っ取られるかもしれないという私たち人民の恐怖を確認し、そういう政策は取らないと言うことにより、人民の側につくという手法を取るところである。欧米諸国の排外主義的／外国人嫌いのポピュリストがたびたび用いてきたこの論法は、自分達だけが人民を代表しているという前提にたつことを可能にし、他者の言説を排除するための言い訳として機能する(ミュラー、2017: 51-52)。つまり、これによって政権は境界を超える、あるいは犯す者としての「移民」の立場の言説を、考慮す

るに値しないものとしていることが分かる。

議論学の知見は、このやりとりにおける「移民」の定義が多義語の誤謬 (equivocation) であることを明るみにする。これは、法政大学の上西充子氏が「ご飯論法」と呼び広く認知されるようになったもので、特定の用語の定義を意図的にずらすことで批判をかわそうとするものである。「今日の朝、ご飯を食べましたか？」という問いに対して、「ご飯は食べていません (パンは食べたけれど、そのことは言いません)」と答えるやりとりにおいて、質問の「ご飯」は朝食のこと、そして答えの「ご飯」はライスのことである。このように、答える側が言葉の定義や解釈を変え、答えをはぐらかしたり都合の良い解釈を作り出そうとしたりする時に生まれる論理的な誤謬を、多義語の誤謬という。

今回の自民党の答弁は、この誤謬の応用的な使い方とみることが出来る。「いわゆる移民政策ではない」とフレーミングされたこの法案に対して、蓮舫氏は移民の定義を国連のものに基づいて提出して問い正した。それに対して、安倍首相は「一般の方々が思っている移民」とは違うことを理由として却下した。しかし、そもそも普通の方が思うものが何なのかについては、「一般の方々」の懸念、あるいは恐怖を盾に取った情緒的かつ非論理的な領域に留まっている。というのも、安倍首相は続く明確化の質問に対しても根拠を示さず、「今、例として、皆さんご理解いただけましたよね (中略) それは普通に聞いていただければそのように理解していただけたのではないかと思います」と述べるからである。<sup>14)</sup>しかし、何が「普通」なのか、そしてそれをどういう理由で普通と認め、国連の定義をどのような理由で普通でないもの (特別、異常、奇抜?) とするのか、さらには国民の懸念とは何か、なぜ明言をさけるのか、そして、なぜ自民党独自の移民の定義を採用すべきだと主張できるのかといった諸々の疑問に対しては、明確にされないままであった。

さらに、このやりとりが興味深いのは、蓮舫氏が彼女個人のケースにまで当てはめたことで、上記の議論が人格攻撃 (*ad hominem*) という誤謬の様相を帯びてくることである。移民の定義について問う流れの中で、蓮舫氏は、台湾人として日本国籍を有し、戦後長らく日本に滞在した実父の話を

始める。論理的には、国際的な定義と自民党の定義との齟齬を具体例をもって反駁するための方策だったのであろう。自分の父は移民ではないのか、と尋ねる蓮舫氏に、山下法相は「移民ということについては定義がございません」と、あくまで国内法のみに従った法的な解釈を述べて、蓮舫氏の父親という個別事例への回答を避ける。<sup>15)</sup>ここでは、法的根拠のある定義の無いものを問われても答えようがないということが改めて示される(だが、上記の安倍首相の法案の基本的方針から、移民の定義を推量する余地は残されたままである)。

しかし、自民党側はそれと同時に、蓮舫氏の父は日本の現行法体系に基づく移民に当たらない、つまり移民ではないと推論される言及を行ったことになる。通常、人格攻撃は話す内容に批判をするのではなく、話者の人格を攻撃することによって内容の信憑性を奪おうとする誤謬である。しかし、ここで問題にしたいのは蓮舫氏やその父個人ではなく、現在彼と同じ資格で暮らす幾多の在留者やその家族についてである。つまり、彼女ら・彼らについても、国内法に従うと移民ではない、という認識を示したということだ。

今や日本は300万人を超える在留者を抱え、日本を「移民大国」とした報道も数多く見受けられる。もちろん、こうした報道の多くが「移民」という表現を国際的な定義に基づいて使っている。これらの報道の中には移民がもつ個人・社会への可能性を開くものもあるが、読者の移民に対する恐怖を煽るものも珍しくない。自民党は1990年代前半から湧き上がる後者の言説にあおられた層を支持基盤としてきた。これに合わせるかのように、在留外国人はその目的と、就労者については産業・技能別に厳密に分けられるかたちで資格と呼称が作られ、それが法的根拠になった。国内の法的根拠のみに従って国際的に通用する定義を退け、議論そのものを拒むことは、在留者を大いに落胆させ、その尊厳を著しく傷つけるのではないかと思うのは、私だけであろうか。

### 3. どんな「特定技能」を有する労働者に向けられた資格か

特定技能1号・2号は特定技能という名称のつく在留資格である。法案

## 「日本型ポピュリズム」再考

には、当資格の在留者は「相当程度の知識または経験」を有すると記されている（法務省、2018）。また、英語では以下のように在留資格の説明がなされた。“Specified skilled worker: This is a status of residence applicable to foreigners who work in jobs that *require considerable knowledge of or experience in Specified Industry Fields*”（Ministry of Foreign Affairs, 2019: italics mine）。

法案審議では、この「技能」は認可される特定 14 業種のなかで具体的に何を指すのかについてもなされた。特に象徴的なのが、以下に見るやりとりであった。少々長いですが、ここに引用する。

蓮舫：（中略）今回、十四業種が想定されているということですが、例えば、これ、国交大臣、ちょっと聞いていいですか。宿泊業の相当程度の技能水準とは何ですか。

石井啓一（国交大臣）：御通告ありませんでしたので今詳しい資料が手元にはないのですが、ただいま検討しているところではないかというふうに思っております。

蓮舫：閣議決定をして、それにサインをされ、今後基本方針を決定して、業種を各担当省庁が決めていくんです。じゃ、ちょっと簡単に聞きます。ベッドメイキング、これは相当な技能を有しますか。

石井啓一：宿泊業の中の相当程度の技能ということかと存じますが、それについては現在検討しているところかと存じます。

蓮舫：何を検討するんですか。ベッドメイキングが単純労働か相当程度の技能かを検討しているんですか。

石井啓一：ベッドメイキングが該当するかどうかは今ちょっと手元にはっきりお答えできる資料はないのですが、宿泊業として求められる相当程度の技能ということを全体的に検討しているという状況であります。

蓮舫：宿泊業として求められる相当程度の技能。食事の配膳はどうでしょう。

石井啓一：御通告がありませんでしたのでちょっと手元に詳しい資料

がないのですが、全体的に検討している状況ということであります。  
(発言する者あり)

金子原二郎(委員長): 御静粛に。<sup>16)</sup>

このやりとりの石井国交相の答弁は循環論法(tautology)と呼ばれる誤謬を含む。循環論法とは理由と主張が順繰りに回り、実質的な理由が存在しない議論を指す。たとえば『美しい国』は名作である、なぜならば『美しい国』は素晴らしい作品だからである」という議論は、「なぜ『美しい国』が素晴らしいのかというと、名作だから」というかたちで、理由が循環してしまい、特定されない。同じ様に、石井氏の答弁は以下のような枠組みからなっている。「特定技能資格は法案にある通りである。なぜならば特定技能資格の技能は法案に特定されているからである」。そして蓮舫氏の具体的な質問によって明るみになったのは、循環論法的理由づけによって特定技能資格の「技能」は「特定」が不可能であるということである。

これに対して、蓮舫氏は外食業についても同様の問いを行うが、質問に答えたのは石井国交相ではなく山下法相であった。彼は外食産業については答えず、代わりに以下のように法律全体の枠組みについて答えた。

一般的に業種横断的な技能レベルについて、これについて、先ほど申し上げたように、一定の専門性、技能を有する業務ということを決めていく。その中で、先ほど申し上げたように、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行できる、自らの判断により業務を遂行できる能力について、今、各省庁が検討、精査しているところでございます。そういったところをもって、今後、政府の基本方針の中で正確に落とし込むということになるというふうに考えております。<sup>17)</sup>

山下法相は、まず特定の14業種に共通する技能レベルを決めていき、その後それを遂行する能力について決めることを述べた。そして、そのために各省庁がこの時点で検討していることを告げた。つまり、蓮舫氏の質問に

対する答えは「まだ分からない、今決めている」ということであり、翻ってそのことは法案に明記されていないことを露呈させる。

その後、順次業界ごとに資格取得のための条件が明記され、2020年4月、法務省(2020)はその基準と試験日程の目安を全ての業種で明らかにした。しかし、原稿執筆時の同年初夏、コロナ禍でそもそも入国に極めて高いハードルがあり、さらに業種によっては先が見通せない。そんななか、この先試験から入国、就労までの当初の想定がどれほど機能するのは、極めて疑わしいのが現状である。

ここで明らかになったのは、特定技能という在留資格の「技能」の詳細は、法案からも審議内容からも「特定」不可能なことである。それにもかかわらず、見込み受入れ数が算出され、この法案が提出された。立憲民主党小川氏の喩えを拝借すれば、「どういう技能を求めているかの水準が決まっていないのに、言わば、試験でいえば、合格点数が決まっていないのに合格者の人数が予測できるようなもの」だった。<sup>18)</sup>これは、法案が提起している内実が不明なままに審議が進み、法案が可決されたということである。そもそも、法案はどんな種類の労働力を補うためのものか、それによって現状の外国人労働者の資格がどう変わり、国内の労働者や雇用者がどのような対応をしていくのか。法案は、これらの基本的な理解を国会の場に共有することなく、審議を強いたものであった。<sup>19)</sup>

#### 4. 実習生はなぜここまでの責めを負うのか

今回の論争の大きな焦点となったのが、技能実習生との兼ね合いについてであった。技能実習生とは日本の産業や働き方をインターンとして学びに来るためのステータスで、2019年6月時点で367,709人おり、在留外国人全体のおよそ13パーセントを占める(政府統計、2019)。

この法案と技能実習生との関係が焦点になるのは、以下の二つの理由による。一つ目の理由は、相当数の技能実習生からの移行が予想されることである。法案に提出された14業種は、現在多くの実習生を抱えている。また、前節で述べた通り、法案提出時に資料として提出された見込み受入れ数については、技能実習生からの移行を勘案した産業が多く含まれてい



た。<sup>20)</sup> さらに、法案可決後に整備された試験要項では、技能実習生を経験して同業種に特定技能1号として就労する場合、試験は免除されることになった(法務省、2020)。つまり、最も多くの人数を、最も容易に資格を保持する道筋として技能実習生資格からの移行が想定されていたのだ。

この法案と技能実習生との関連が焦点化された二つ目の理由は、彼女ら・彼らの人権の観点からである。技能実習制度は、外国人が日本の高度な職業実践を学びにくるという対面上、賃金が極めて低く抑えられてきた(しかし、法令上雇用者は最低賃金以上を支払う義務があることは言うまでもない)。また、実習生に対する数々の不当な扱いに堪えかねて失踪するという事態が起きていることが社会問題になってきた。この問題は雇用者と被雇用者である外国人との間において、職場の現場で起こるものだ。一つ目の理由と併せて考えると、現状の実習のさせ方、あるいは働かせ方に無理はないのかという点は、法案で認可される職場環境に少なからず影響を及ぼす重大な問題であった。

法案審議においては、二点目の理由を中心に野党からの質問が行われた。審議中、政府の一貫した主張は、2017年に技能実習制度についての法改正を行ったことをもって、問題は解決されたか、解決の方向に向かっていくというものであった。また、失踪した技能実習生で入管法違反として検挙された外国人2,892人については聞き取り調査の個票を作っていたが、個別の票については刑事訴追のおそれがあるとして審議開始当初公表されず、86.9%の2,514人が答えた「より高い賃金を求めて」失踪したという統計上の説明のみであった。

しかし、その後開かれた野党合同ヒヤリングなどで集計方法の問題などについて野党から厳しい批判が寄せられ、情報の全面開示が求められた。その結果、野党議員による手書きによる書き写しが許された(コピーやデジタル複写は不許可とされた)。書き写しが終わった野党議員が記者会見を開いて内実を公表したのは、委員会審議が終わった後の12月3日だった(立憲民主党、2018)。それによると、契約賃金・最低賃金以下問わず「低賃金」のため失踪した外国人全てが「より高い賃金を求めて」の失踪と言い換えられ、さらにその理由により失踪した「ものが多数」と言い換えら

れた資料に挿げ替えられていたことが発覚した。また、失踪した外国人全体の67パーセントが最低賃金以下で働いていたことも明るみになった。

ここで野党が特に問題視したのは、法務省資料の「より高い賃金を求めて」という表現である。野党は、これがあたかも受け入れ先に非が無いかのような表現に置き換えられたことについて、雇用者の問題を根本から解決しようとしないうまま法案を通過させようとする政府の姿勢を糾弾した。共産党の藤野氏によると、法務省資料は以下のように記されていた。

1 技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉え、より高い賃金を求めて失踪するものが多数と。2 は、人権侵害行為等、受入れ側の不適正な取扱いによるものも少数存在したと。より高い賃金を求めているということ強調し、人権侵害は少数だということが強調されているのが、この法務省の資料であります。<sup>21)</sup>

「より高い賃金を求めて」というのは実習生を主語として、実習生の自主的判断として表現された文だ。しかし、その判断と失踪の理由とを混同させる文体になっていることが読み取れる。ちなみに、「より高い賃金を求めて」という表現については、後日、法務省入国管理局長の和田氏が「実際に多くの方が、述べられていた表現に基づ」いていたため採用したこと、そして、個票のチェック項目については、当初は「より高い賃金を求めて」という表現だったが、順を追って低賃金の理由を詳細にチェックする項目が出来ていったため、表現に違いがあることを説明した。<sup>22)</sup> 山下法相も和田氏の答弁に従うかたちで、委員会での最終決定の前日、「これは、集計時における表現ぶりを漫然と使ったり、作業ミスを[ママ]、主な原因であって、故意に変更を行ったものではない」と釈明した。<sup>23)</sup>

ここでの問題は各調査者もしくは監督者の故意かどうかではない。表現を「漫然と使ったり、作業ミス」があったとしたら、これはまた別の、おそらくより重大な問題だ。ここで扱いたいのは、そもそもなぜ「より高い賃金を求めて」逃げ出すという行為が失踪理由の一項目になり得るのか、そしてそれがなぜあたかも「受け入れ先に非が無いかのような

表現」に置き換わったのかという部分である。

実習生は受け入れ先の企業のなかで実習を行うことが義務付けられており、その他のところで収入を得たり、失踪したりした場合、在留資格を失う。さらに、受け入れ先企業は、最低賃金の支払いを含む労基法その他関連法への遵守が義務付けられている。したがって、適法の研修先であれば、わざわざ在留資格を失効するリスクを冒してまで、「より高い賃金を求めて」逃げる意味があるのかどうかは疑わしい。つまり、受け入れ先がしっかりやっていたらこの失踪理由は考えにくく、それでも失踪した実習生はきちんと法律を守って勉強させてやっている受け入れ先に対して身勝手・無責任にも逃げ出した<sup>24)</sup>という評価・判断を促すレトリックが使われていることが分かる。

この表現が、研修生に非を課す表現になっているもう一つの理由は、共産党の藤野氏が読み上げた法務省資料の理由の並置方法である。法務省資料には「より高い賃金を求めて」という一つ目の失踪理由の後、「2は、人権侵害行為等、受入れ側の不適正な取扱いによるものも少数存在した」とある。この並置の仕方は、以下の三つの効果をもたらす。1. 契約賃金・最低賃金以下の低賃金を「人権侵害や不適切な取扱い」と切り離す、2. 「より高い賃金を求めて」という理由は多くの割合を占める、反対に3. 受け入れ先の責任に帰す「人権侵害や不適切な取扱い」という理由は少数である。このどれもが規範的人権解釈や事実と反している。したがって、これは受け入れ先の責任逃れという結論ありきの作文だったのではないかと疑わざるをえない。

そもそも、実習生の失踪を「失踪」と呼ぶことに対しては慎重を期す必要がある。巢内(2019: 19)は「国家が非正規滞在者の取り締まりを強化していく中、『失踪』という言葉が社会に浸透することにより、技能実習生がなぜ受け入れ企業から逃げる・出ることを決断するのかをきちんと見ないままに、『失踪者』を『不法就労者=犯罪者』に結びつけとらえる図式」が日本社会に存在してきたことを指摘する。したがって、「『失踪』という言葉は技能実習生をあたかも『逸脱者』として扱うとともに、会社から逃げることの責任を技能実習生本人のみに帰す」行為である(同上)。巢内

(2019)の指摘を裏付けるように、法務省の資料には受け入れ先の責任を免れさせようとする意図が見え隠れする。

このように非を咎められがちな在留外国人は、社会的にとても弱い存在である。ブラウン(2017: 150)によれば、グローバル資本主義下における移民は、はじめから二重の責任を負った主体だ。

権限委譲と責任が結合すると、権力の社会的諸効果——構築され統治される主体——が道徳的に負荷を追う行為体として出現するような命令を生産する。こうして行為主体性と責任とをいっしょくたにすることによって、個人は二重に責任が課されることになる。つまり、個人は、自分自身の身を守ることを期待される(中略)が、それとともに、良好な経済のために行動することを期待される。

移民は経済に寄与して労働力として受け入れ先国に積極的に寄与することが求められる。そして、ひとたび経済が思わしくなくなったり、受け入れ先企業が不当な扱いをしたりした時は、自分自身で身を守らなければならないという二重の責任を課された主体である。以上の議論は、日本の立法府で排外主義的が漫然と横行し、法律として作られていく様子を明るみにしている。

ここで、以上の分析についてのまとめを行う。分析を通じていくつかのところに誤謬を指摘したが、議論学の知見によると、誤謬自体は公私問わず様々なコミュニケーションにおいて起こる。誤謬の指摘が重要なのは、それが何か重要なことを明るみに出す時である。本稿において、その重要なことは、法案のポピュリズム的な側面であった。つまり、誤謬は、非熟議的な態度と、排他主義的な外国人への扱いの現れを見ていくとき、どのように誤謬が関連しているのかを見ていくことが本稿の狙いであった。

前述の上西充子氏(2020)は、国会審議の誤謬から与党議員の不誠実さを指摘し、それをたびたび糾弾している。その不誠実さに感じる憤りは、彼女が行ってきた国会パブリックビューイングという運動の目的になかったものであり、取り組みはこのうえなく貴重なものだ。ただ、議論学はそ

これからさらに一步理性に訴えかけ、論理的な議論を進めるための手立てを提供してくれるものであることを指摘しておきたい。入管法改正(2018)の国会審議に従ってこれを述べると、2016年から自由民主党政務調査会(2016)が画策してきた国粹・排外主義からくる「単純労働」と「移民」ということばの排除が、この法案審議に尾を引き、誤謬を生み出していたことが分かる。特定技能1号・2号は、労働者として外国人を招く。彼女ら・彼らが法的に単純労働者かあるいは技能労働者か、移民かあるいは在留者かどうかは、入国して我々の社会の一員になる現実の外国人にとっても、日本国籍保持者にとっても、二の次の問題ではないだろうか。まずは外国人の権利と尊厳を十分に保証する法整備と、各種のケアを充実させることが大切だ。国権の最高機関であり唯一の立法機関で行使される誤謬については、論理的ではないことを指摘して余りある。

## 5. 日本のポピュリズムの最近の特徴は何か

このように議論されてきた入管法改正案の国会議論は、2018年11月27日に委員会、次いで同年12月8日に本会議で可決された。委員会の可決時には、野党議員からの激しい抵抗があった。また、委員会・本会議両方の可決時に、野党議員からの激しい反対の声——あるいは、野次——が多く上がった。この議論から見て取れる日本のポピュリズムは、明らかに欧米のものとは違う。それは、政府によって創り上げられた経済・景気の維持を望む神秘体としての「国民」が、反多元主義的に外国人労働者を搾取するという枠組みの中にあった。

また、今回の分析の中で既存のポピュリズム文献と違った点が見られたことも注目に値する。既往文献にあるポピュリスト政党の特徴は、右派・左派問わず、人民を盾にとり「物申す」存在であった。ポピュリストの議論には誤謬や民主主義の疎外も大いに認められる。しかし、外国のポピュリストはその「物申す」という共通の特徴から、少なくとも最小限の議論の過程を踏むことが前提とされているようである(e.g. Kazin, 1995; Cheshier, 2020)。しかし、上で見た通り、日本政府のポピュリスト的姿勢は、それが与党によって行使されたという事情もあり、初めから一貫して

論点をぼやかし、答えをはぐらかし、数の力で逃げ切るという特徴が見て取れる。この特徴は本法案だけでなく、議論学の見地から見るとある程度共通の特徴として語ることが出来るかもしれない。たとえば Morooka (2019) は、与党議員は法案の証明責任 (burden of proof) を果たすことをその責務としていないことを指摘する。つまり、法案の「論拠を示し」、「熟議を行い」、その結果「納得させる」という手続きではなく、十分「説明」を行う (accountability) ことや「説明責任を果たす」とことといった義務感、あるいは標語がそれにとって代わっているのである。こうした特徴をもつ日本型ポピュリズムは、人民の名のもとに政治を展開するというよりは、むしろエスタブリッシュメント側／エリート層が保守的な政治を展開する際に人民の名を借りたものと捉えられるだろう。

そして、ここでこのような法案審議に見て取れる政権の姿勢のポピュリスト側面を述べたい。それは、法案提出者の無知、あるいは反知性主義的性格である。たとえば、ヴォダック (2019: 36) は「あらゆる右翼ポピュリスト政党は『無知の傲慢』とでも言える状態を支持している」と述べる。また Aonuma (2019) は、安倍首相の答弁に度重なる日本語の誤用を訂正せず、無知を恥じもせず、持論を突き通そうとする特徴を見て取る。入管法改正の審議においても、在留者の真実を知らせまいとする姿は、移民の定義がどちらかをそもそも議論しようとしないうところや、失踪実習生の調査個票を隠そうとするところに見て取ることが出来るだろう。

既得権益を握る保守層が反知性的な性格を持ち合わせ政治を展開できるという現政権のあり方は、移民をはじめとするマイノリティにとってかなり危険な状態である。上でみたように、国会論戦では外国人労働者や移民にとっての基本的な人権や労働権といった基本的な事項がないがしろにされ、使い捨てられるのみの存在としての外国人労働者が浮き彫りになった。さらに私が懸念するのは、Molyneux & Osborne (2017: 12) が論じたような事態に陥ることである。

政治のなかでの注意喚起は、望ましからぬ未来の結果を具体化した恐怖の度合に拠っている。しかし、全てを恐怖に頼った政治は違った様

相を見せる、というも、そういった政治における恐怖は注意喚起の合計ではないからだ。その意味において、恐怖は無知の上で駆動する。恐怖とは、知り得ぬものへの恐怖なのだ。不確実性の概念と同じように、ポピュリスト的恐怖は対象に具体的なものではない。そしてこのことが、パラドックス的に、ポピュリズムに根本的な質を与える。つまり、恐怖が知りえないものであるということが、その恐怖自体を論議することを不可能にさせてしまうのだ。<sup>25)</sup>

事実を知らないと議論すらできない。そうになると、正しく議論すらできず、対象から逃げるか、あるいは対象を追い出すかという判断へと促される。そして、これがまさにポピュリストが呼び起こしたい恐怖である。これは実際にポピュリズムが台頭した諸外国の移民議論で起きた事である。日本でも、近い未来に起きてしまうかもしれないし、人によってはすでに起きていないとは言いきれない。国会という場で、このような空気が少なくとも支配的になることが無いようにと望むばかりである。

以上を踏まえて、現代日本のポピュリズムについてまとめると、以下のようになる。ここでは、その特徴について述べて、本稿のまとめにかえる。

1. ポピュリズムは、右派・左派問わず、コミュニケーションのなかに現れる
2. ポピュリズムがナショナリズムと結びつくとき、神秘体としての国民、あるいは国体としての人民を盾に政策を進める
3. ポピュリストが議会で多数派を独占するとき、徹頭徹尾熟議を避けるという戦略を取り得る
4. 以上のようなポピュリズムが新自由主義と結びつくと、極めて排外主義的な政策を取り得る

私としては、これで論証を行ったつもりだ。少なくとも、説明は尽くした所存である。もし説明が不十分であったとしても、もしそうであったとしても、これはもう、私は現職を退くつもりはありませんから、それははっきりと申し上げたい。<sup>26)</sup>

謝辞

本稿は、2019年のAlta Argumentation Conferenceにおける発表をもとにした。コメントを頂いた諸先生方、特にUniversity of MarylandのCarly S. Woods博士には非常に感謝している。

注

- 1) いわゆるポピュリスト政治家として取り上げられることが多いのは、小泉純一郎(大嶽、2003; 木下、2017; Hijino、2020)、田中真紀子(大嶽、2003)、橋下徹(木下、2017; Hijino、2020; 中北、2020)、小池百合子(Hijino、2020; 中北、2020)、翁長雄志(Hijino、2020)、そして山本太郎(石戸、2019)である。
- 2) 犬笛的修辭法(dog-whistle)とは、賛同を得たい対象にしか理解できないレトリックのこと。
- 3) 著者による抄訳。原文は以下のとおり。“... we best understand populists as agonistic or indifferent to or impatient with argument, and much more reliant on appeals that persuade not because they evoke coherent propositional claims, but because they dog whistle to like-minded identity formations or active particular affective states.”
- 4) 階猛「第百九十七回国会衆議院法務委員会議事録第八号」2018年11月27日、4-5頁(『第百九十七回国会衆議院委員会議事録』第一類第三号所蔵)
- 5) 葉梨康弘、同上。
- 6) 逢坂誠二「第百九十七回国会衆議院法務委員会議事録第八号」2018年11月27日、10頁(『第百九十七回国会衆議院委員会議事録』第一類第三号所蔵)
- 7) 蓮舫「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第一号」2018年11月5日、5頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)ただし、対象とする産業につき何人の外国人人材を受け入れるのかという点と、有効求人倍率との関係という二点は、法案審議の最後まで明らかにされなかったことを付しておく。つまり、日本人の働き口を狭めるのではないかという懸念については最後まで払拭されることはなかった。
- 8) 以上、たとえば尾辻かな子「第百九十七回国会衆議院厚生労働委員会議事録第一号」2018年11月14日、23頁(『第百九十七回国会衆議院委員会議事録』第一類第七号所蔵)と池田真紀(同上、24頁)を参照。
- 9) ただし、新自由主義的とは言っても、中北(2020: 286)の述べる反エスタブリッシュメントという意味合いではないことに注意が必要である。この法案改正が新自由主義的なのは政治や平等性をなおざりにしているという意味で経済至上主義的なのであり、その意味ではむしろ既成特権による利益を保護・拡張させようとするものである。



- 10) たとえば、毛受(2017)を参照した。
- 11) これについては、「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第一号」2018年11月5日、6-7頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)も参照した。相当に特別な事情がなければ、そもそも10年日本にいないと永住権を獲得することはできないことから、そんな人はいるのか、と野党議員が問いただす場面がある。
- 12) 安倍晋三「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第一号」2018年11月5日、6頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)
- 13) 同上。
- 14) 同上。
- 15) 山下貴司「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第一号」2018年11月5日、6頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)
- 16) 以上、「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第一号」2018年11月5日、4頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)また、このやりとりについては、後日以下のように山下法相の明言がある。「先ほどおっしゃった宿泊業にしても、要するにベッドメイキング、これも実は技能が要るんですね。実は、刑務所などでこれ受刑者に学んでいただいている、相当なスキルが要るところである」。山下貴司「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第二号」2018年11月15日、10頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)  
明らかに本文中の運動氏の質問を意識してのこの発言は、技能／スキルということばの多義語の誤謬である可能性を指摘しておく。これが成立するならば、あらゆる単純労働はもちろん、歩くことや食べることにもスキルが必要だと言ってしまう。また、悲しいことだが、ホテルの客室清掃員という人目につかない仕事は、米国や欧州への不法移民がさせられる典型的な単純労働とされてきたことも併せて指摘したい。
- 17) 以上、「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第一号」2018年11月5日、4頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)
- 18) 小川敏夫「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第二号」2018年11月15日、9-10頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)
- 19) これは、同じ政策論争でも、筆者が日米で親しんできたポリシー・ディベートという教育手法における共通規範と著しく異なる。それによると、政策提案者はその重要部分について証明責任(burden of proof)を追う。その責任を十分果たせていない時は、政策案は即却下される。そもそも証明されていないものは審議(ディベート)不可能だからである。
- 20) たとえば、小川敏夫「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録第二号」2018年11月15日、9-10頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)を参照した。

## 「日本型ポピュリズム」再考

- 21) 藤野保史「第百九十七回国会衆議院法務委員会議事録第一類第三号」2018年11月13日、21頁(『第百九十七回国会衆議院委員会議事録』所蔵)
- 22) 和田雅樹「第百九十七回国会衆議院法務委員会議事録第五号」第一類第三号2018年11月21日、2頁(『第百九十七回国会衆議院委員会議事録』所蔵)しかし、この弁の最初の箇所については聞き取り調査中の口頭表現なので確かめる術はない。つまり、「より高い賃金を求めて」という表現がそもそもどこから出てきたのかは藪の中である。
- 23) 山下貴司「第百九十七回国会参議院予算委員会議事録 第三号」2018年11月26日、7頁(『第百九十七回国会参議院委員会議事録』所蔵)
- 24) 念のため申し添えておくと、職業選択の自由と賃金交渉、そしてより良い職場を求める自由は日本人ならば認められるべき権利である。そして、このようなニーズを持ち職場と交渉すること自体に国籍と在留資格は関係ない。筆者も、大学院留学でティーチングアシスタントをしていた時、雇用者である大学側と労働交渉を行う組織に属していた。
- 25) 著者による抄訳。原文は以下のとおり。“Political caution relies on fear to the extent that it specifies future outcomes that may be undesirable. But a wholesale politics of fear is different; fear is always more than the sum of whatever is cautioned. Fear, in that sense, plays on ignorance, it is fear of the unknown. Like uncertainty, populist fear is not always specific as to what its object is. This, paradoxically, gives populism a fundamentalist quality; it is the unknowability of the fear that makes it so unarguable.”
- 26) 他意はない。

## 参考文献

- 石戸論(2019)「山本太郎=ポピュリスト?」『Newsweek 日本語版』2019年11月5日、31-33頁
- 上西充子(2020)『国会をみよう: 国会パブリックビューイングの試み』集英社
- ヴォダック、R(石部尚登・野呂香代子・神田靖子訳)(2019)『右翼ポピュリズムのディスコース: 恐怖をおおる政治はどのようにつくられるか』明石書店
- 大嶽秀夫(2003)『日本型ポピュリズム: 政治への期待と幻滅』中央公論新社
- 木下ちがや(2017)『ポピュリズムと「民意」の政治学: 3・11以後の民主主義』大月書店
- 小井戸彰宏(2019)「新自由主義的移民政策の潮流の中で: 日本の入管法改正を問う」『現代思想』47巻、5号、47-58頁
- 国際連合広報センター(2016)「難民と移民の定義」2016年12月発表 [https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/22174/](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/22174/) (2020年6月9日閲覧)
- 自由民主党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会(2016)『『共生の時代』に

- 向けた外国人労働者の受け入れの基本的考え方」2016年5月発表 [https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/132325\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/132325_1.pdf) (2020年6月9日閲覧)
- 巢内尚子(2019)『『失踪』と呼ぶな』『現代思想』47巻、5号、18-33頁
- 政府統計(2019)「在留外国人統計 2019年6月」2019年6月発表 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031886380&fileKind=0> (2020年6月9日閲覧)
- 中北浩爾(2020)「地域からのポピュリズム：橋本維新、小池ファーストと日本政治」『ポピュリズムという挑戦：岐路に立つデモクラシー』水島治郎編、岩波書店、285-313頁
- ブラウン、W.(中井亜佐子訳)(2017)『いかにして民主主義は失われていくのか：新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房
- 法務省(2018)「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00017.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00017.html) (2020年4月20日閲覧)
- 法務省(2020)「試験の適正な実施を確保するための分野横断的な方針」2020年1月発表 [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00135.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html) (2020年4月20日閲覧)
- ミュデ、C.・C. R. カルトワッセル(永井大輔・高山裕二訳)(2018)『ポピュリズム：デモクラシーの友と敵』白水社
- ミュラー、J. W. (板橋拓己訳)(2017)『ポピュリズムとは何か』岩波書店
- 毛受敏浩(2017)『限界国家：人口減少で日本が迫られる最終選択』朝日新聞出版
- ラクラウ、E. (澤里岳史・河村一郎訳)(2018)『ポピュリズムの理性』明石書店
- 立憲民主党(2018)「失踪技能実習生2,892人分の聴取票書き写しを終え、『審議の前提欠いているなか強く廃案を求めていく』と有田議員」、2018年12月発表 [https://cdp-japan.jp/news/20181203\\_1141](https://cdp-japan.jp/news/20181203_1141) (2020年4月20日閲覧)
- Aonuma, S. (2019) Shinzo Abe's not so beautiful lies, or how he stopped worrying about embarrassing himself in public. Paper presented at the 2019 Alta Argumentation Conference, Alta, UT.
- Cheshier, D. M. (2020) Populists argue, but populism is not an argumentation (and why the distinction matters for argumentation theory). In C. Winkler (ed.), *Networking Argument* (pp. 83-88). Oxon: Routledge.
- Hijino, K. V. L. (2020) Winds, fevers, and floating voters: Populism in Japan. In Y. Funabashi & G. J. Ikenberry (eds.), *The Crisis of Liberal Internationalism: Japan and the World Order* (pp. 237-270). Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Judis, J.B. (2016) *The Populist Explosion: How the Great Recession Transformed American and European Politics*. New York: Columbia Global Reports.

「日本型ポピュリズム」再考

- Kazin, M. (1995) *The Populist Persuasion: An American History*. Ithaca: Cornell University Press.
- Lee, M. J. (2006) The populist chameleon: The People's Party, Huey Long, George Wallace, and the populist argumentative frame. *Quarterly Journal of Speech*, 92 (4), pp. 355–378.
- Ministry of Foreign Affairs (2019) A new status of residence “specified skilled worker” has been created. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000459527.pdf> on April 20, 2020.
- Molyneux, M., & Osborne, T. (2017) Populism: A deflationary view. *Economy and Society*, 46 (1), pp. 1–19.
- Morooka, J. (2019) A critical analysis of meta-arguments in the National Diet of Japan (*Kokkai*): The case of a debate over security legislation in 2015. Paper presented at the 2019 Alta Argumentation Conference, Alta, UT.